

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階のうち政令関係）に対する意見募集の結果について

令和元年 10 月 2 日
原 子 力 規 制 庁

1. 経緯

令和元年 7 月 31 日の第 20 回原子力規制委員会において、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（概要）の意見公募手続の実施が了承され、本年 8 月 1 日から 8 月 30 日まで、行政手続法に基づく意見公募手続を実施した。

2. 意見募集の実施結果等

- (1) 意見募集対象：原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 概要
- (2) 実施結果等
- ① 意見募集の期間：令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 30 日（30 日間）
 - ② 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX
 - ③ 御意見数：10 件※
提出意見及びこれに対する考え方は、別紙のとおりとしたい。
 - ④ 提出意見、提出意見を考慮した結果について、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して公示することとする。

3. 添付資料

別紙 提出意見とこれに対する考え方（案）

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 12 件。

提出意見とこれに対する考え方（案）

| 番号 | 提 出 意 見 | 考 え 方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 (1) 原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等実施要領」の「3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係」では、「法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の活動に対する原子力規制検査の結果を確認する<以下、略>」とされており、原子力規制検査によって法定確認行為の効率化が図られるものと考えます。</p> <p>従って、現行政令に定められている法定確認行為に係わる手数料については減額して頂きたい。</p> | <p>法定確認行為に係る業務量は変わらないため、これまでと同じ額の手数料を徴収します。また、原子力規制検査の手数料については、法定確認に係る手数料とは重複しないよう算出しています。</p> |
| 2 | <p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 (1) 原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>政令で定める「941 万 1400 円を超えない範囲内」は原子力規制検査等に関する規則第 7 条但し書きで規定される「追加検査」の手数料であり、同規則第 7 条の「令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、・・・それぞれ同表の下欄に定める額とする。」は別表によれば最大 568 万 3500 円と定められており、表現の見直しが必要と考える。</p> | <p>原子炉等規制法第 61 条の 2 の 2 第 2 項において、原子力規制検査は原子力規制委員会規則で定めるところにより行うと規定されており、当該規則により基本検査及び追加検査の区分等を具体的に規定することから、実費を勘案した手数料の額についても原子力規制委員会規則に規定することとし、上位法令である政令においては、原子力規制検査の手数料全体についての上限のみを規定することとしたものです。</p> |
| 3 | <p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 (1) 原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>「原子力規制検査に係る手数料を 941 万 1400 円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額」としているが、他の手数料が政令で具体的に定められていることと整合していないことから、政令で規定することが適切ではないか。</p> | <p>上記 2 で示した考え方を参照してください。 なお、他法令（電気事業法など）においても、政令ではなく規則において、手数料の額を規定しているものもあります。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 4 | <p>1. 原子炉等規制法施行令（昭和 32 年政令第 324 号）の一部改正 (1) 原子力規制検査に係る手数料の新設等</p> <p>(意見) 手数料の取り扱いについて、透明性のある取り扱いとなるようお願いしたい。政令に基づく手数料であったとしても、検査者と被検査者の間で金銭の移動であり、実質的に検査にかかる費用を被検査者である事業者に負担させるものとなる。「検査官の立場が検査をしてあげる、事業者の立場が検査をしてもらう」といった関係性になり、検査官が事業者に取り込まれたり、反対に、取り込まれまいと事業者との十分な対話を避けたりする懸念がある。</p> <p>(理由) 検査の実施者であり、検査に基づく合否の判定者である原子力規制委員会・原子力規制庁が活動原則である「独立した意思決定」に影響を受けたり、また、影響されていると疑念を持たれたりすることのないようにするため。</p> <p>2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成 25 年政令第 53 号）の一部改正</p> <p>(意見) 福島第一原子力発電所全体のリスクを低減させるために合理的な考え方であると考えられる。</p> <p>(理由) 事故により破損した原子炉を含む福島第一原子力発電所においては、異なる規制となる施設を抱えることは資源を分散させることにつながり、早急なリスク低減に支障をきたす。人的資源などは有限であり、発電所全体で効果的に資源を配置するうえで、規制の見直しは有益であるため。</p> | <p>1. について</p> <p>手数料については、施設の種別や検査区分に応じて原子力規制委員会規則に規定する額を徴収します。徴収手続は会計法令に基づき会計担当職員が実施し、検査官が関わるものではありません。</p> <p>なお、原子力規制検査については、各種ガイド類を整備して、事業者と効果的にコミュニケーションを図りつつ、独立した立場から厳正に検査を実施します。</p> <p>2. について</p> <p>御意見のとおり、東京電力福島第一原子力発電所については、安全性を適切に確保しつつ、施設全体のリスク低減に必要な措置を迅速かつ効率的に講ずることが求められていると認識しています。今後も上記の認識の下、福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全規制を実施していきます。</p> |
|---|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| 5 | <p>2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成 25 年政令第 53 号）の一部改正</p> <p>(1) 「第 43 条の 3 の 34 発電用原子炉の廃止に伴う措置」の一部が適用除外されるとのことだが、その場合、「第 43 条の 3 の 17 運転計画」のただし書きに、廃止措置計画の認可を受けた場合について規定されているが、適用除外された後の扱いを明確にしていただきたい。</p> <p>(2) 「第 61 条の 2 の 2 原子力規制検査」には、発電用原子炉以外の核燃料物質等の使用等に対する規定も含まれているが、適用除外される範囲について確認したい。</p> <p>適用除外されるのは、発電用原子炉に関わる規定のみか、それ以外の事業についても適用除外されるのか。</p> <p>(3) 「第 43 条の 3 の 29 発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価」について、56 号炉も適用除外されるとのことだが、この場合、旧炉規則 77 条の定期安全レビューの扱いについて確認したい。</p> <p>旧炉規則 77 条の定期安全レビューについては、経過措置で法 43 条の 3 の 29 の届出をするまでは、旧炉規則 77 条の規定は適用されることとなっている。</p> <p>福島第一原子力発電所では、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」に規定がないため、定期安全レビューは対象外なのか、または、経過措置は適用となり定期安全レビューは対象となるのか。</p> | <p>(1) について</p> <p>原子炉等規制法第43条の3の17の運転計画に係る規定は、東京電力福島第一原子力発電所についても適用されています。ただし、本改正において、当該施設については、廃止措置に関する事項を実施計画に記載し認可を受けることとしており、廃止措置計画の認可といった手続がなくなるため、御指摘の原子炉等規制法第43条の3の17のただし書については適用されないととなります。</p> <p>(2) について</p> <p>本政令の対象は、東京電力福島第一原子力発電所の発電用原子炉施設であり、当該発電所内にある使用施設等は対象外です。したがって、当該使用施設等については、原子力規制検査に係る規定（原子炉等規制法第61条の2の2）が適用されることとなります。</p> <p>(3) について</p> <p>御指摘の定期安全レビューに係る規定（旧実用炉規則第 77 条）は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 22 第 1 項に基づく保安措置等に関する規定です。一方、現行の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「1F 規則」という。）第 1 条において、東京電力福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法第 64 条の 3 第 1 項の認可があった場合には、保安措置等については実用炉規則の規定（第 70 条から第 72 条まで、第 74 条及び第 88 条を除く。）にかかわらず、1F 規則の定めるところによるとされています。したがって、東京電力福島第一原子力発電所 5 号炉及び 6 号炉については、御指摘の旧実用炉規則第 77 条を適用することとする経過措置に係る規定も適用対象外となるため、定期安全レビューの対象外となります。</p> |
|---|---|---|

| | | |
|---|--|--|
| 6 | <p>4. 経過措置</p> <p>再稼働していないプラントの施設定期検査および定期安全管理審査については、既に手数料を支払い済みですが、長期停止中状態で施設定期検査および定期安全管理審査は完了しておりません。これらの手数料の控除は、どのような取扱いになるのか記載していただきたい。</p> | <p>手数料の控除の対象は、施行日までに検査又は審査に着手していないものを予定しており、経過措置として手数料の詳細を規定する原子力規制委員会規則等にて手当てすることとします。</p> <p>施行日までに既に検査又は審査に着手しているものについては、要領書作成、現地検査、文書・実地審査などを実施して行政コストが発生していますので、手数料控除の経過措置を規定しない予定です。</p> |
| 7 | <p>4. 経過措置</p> <p>原子力規制検査に移行することとなる溶接安全管理審査（旧法第43条の3の13第3項、旧施行令別表第一の第36）について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとするとされているが、「施行日までに審査を実施していないもの」では明確でなく、「耐圧時溶接安全管理審査に着手していない場合は控除の対象とする」等、着手していると判断する基準・条件について明確にして頂く必要がある。</p> | <p>上記6で示した考え方を参照してください。</p> |
| 8 | <p>4. 経過措置</p> <p>溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする旨の記載があるが、今般の検査制度見直しにより制度自体が無くなる施設定期検査や定期安全管理審査については手数料の扱いが定められていない。</p> <p>施設定期検査の終了証や定期安全管理審査の評定結果を得ていないのに、手数料控除の扱いが無いのは不釣合いであると思われる。相応の手数料控除があるべきではないか。または、手数料控除が行えないならば、納付済み手数料に相当するサービスを既に事業者は受けているということだと思うが、その見解を頂きたい。</p> <p>その他、今回の検査制度見直しに伴って検査・審査の途中で制度が変わるもの全般について、納付済み手数料の考え方を示して頂きたい。</p> | <p>上記6で示した考え方を参照してください。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 9 | <p>4. 経過措置</p> <p>「原子力規制検査に移行することとなる溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする。」とされているが、控除の対象が「溶接安全管理審査かつ施行日までに審査を実施していないものに限定しているのはなぜか。仕掛けりの検査や施設定期検査や定期安全管理審査等について控除の対象とならないのはなぜか。</p> <p>また、控除を含めた具体的な手数料の支払い手続きについては、どのような手続きになるのか、またそれが規定される規制文書は何かを確認したい。</p> | <p>前段については、上記6で示した考え方を参照してください。</p> <p>後段については、現在具体的な運用を検討しているところですが、原子力規制検査実施年度の当初に必要となる原子力規制検査の内容を対象事業者に通知し、納入告知書により必要な手数料の納付を求める予定です。</p> |
| 10 | <p>4. 経過措置</p> <p>溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除するとの記載がありますが、既に手数料を納付済みの「施設定期検査」や「定期安全管理審査」についても同様に対象として頂くようお願い致します。</p> <p>「施設定期検査」は要領書単位で申請件数と完了件数を、また「定期安全管理審査」についても文書審査と実施審査とで完了件数をカウントできることから、未実施分を計算することが可能です。</p> | <p>上記6で示した考え方を参照してください。</p> |
| 11 | <p>4. 経過措置</p> <p>本項では、手数料の経過措置として「溶接安全管理審査」に関する事項のみが述べられているが、施設定期検査及び定期安全管理審査についての経過措置はどうなるか。</p> <p>社内の会計管理上の手続きもあるため、費用の取扱いもしくは当該検査の終了について明確にしていただきたい。</p> | <p>前段については、上記6で示した考え方を参照してください。</p> <p>後段については、施設定期検査及び定期安全管理審査については、施行日をもって旧制度の検査等は処分の如何によらず終了します。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 12 | <p>・1ページの本文の1行目「原子炉等規制法施行令」：改正対象の政令の名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」ではないのか？</p> <p>・1ページの本文の10行目「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉」は「試験研究用等原子炉、発電用原子炉」（または「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」）の誤記ではないか？</p> <p>・1ページの本文の16行目「改正法」とは、どの法律を指しているのか？</p> <p>・2ページの第43条の3の8第1項第5号の「原子炉施設」は「発電用原子炉施設」の誤記では？</p> <p>・3ページの条項欄の記載の一部に下線を付したのは、何を意味しているのか？（別表1との相違箇所を意味しているのであれば他にも下線を付すべき箇所があると思われる。）</p> | <p>・御指摘のとおり「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」を指します。なお、意見公募の資料において正式な法令名の用語を使用していないのは、政令案そのものでなく政令案の概要として資料を作成したため、慣例的に使用されている表現を用いたためです。</p> <p>・御指摘のとおり、正しくは、「試験研究用等原子炉、発電用原子炉」です。</p> <p>・令和元年7月31日原子力規制委員会資料6に記載のとおり「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」を指します。</p> <p>・御指摘のとおり、正しくは、「発電用原子炉施設」です。</p> <p>・下線部は、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」により追加された規定を意味します。</p> |
|----|---|---|

資料 3－2

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた関係 政令の制定について（案）

令和元年 10月 2日
原子力規制委員会

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（概要）に対する意見募集の結果を踏まえ、以下の政令を制定することとする。

1. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案：別紙 1
2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案：別紙 2

※2. の政令案に係る新旧対照表：別紙 3

今後の予定は以下のとおり

- | | |
|-------|-----------------|
| ・閣議決定 | 令和元年 10月（予定） |
| ・公布 | 同年 11月（予定） |
| ・施行 | 令和 2年 4月 1日（予定） |

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条並びに附則第三条から第十一条まで、第二十二条、第二十八条及び第三十条の規定の施行期日は、令和二年四月一日とする。

政令第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十六条第一項、第三十九条第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第五十一条の十九第一項、第六十四条の四、第六十七条の二第三項及び第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十九条第一項に次の一号を加える。

九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第十九条第三項中「又は第八号」を「、第八号又は第九号」に改める。

第二十条の五に次の一号を加える。

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十七条に次の一号を加える。

七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第四十一条の見出し中「施設検査等」を「使用前検査等」に改める。

第五十八条第二号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第三項」に改める。

第六十条の見出し中「原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官」を「原子力検査官」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」を「原子力検査官」に、「二百八十二人」を「五百六十一人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 原子力検査官は、次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

一 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び核原料物質を使用する者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）

二 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が講すべき特定核燃料物質の防護の

ために必要な措置

三 製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設の構造及び性能

能

第六十条第三項から第六項までを削る。

第六十一条中「第六十八条第九項」を「第六十八条第八項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改める。

第六十五条第一項中「第七十五条第一項」の下に「（第八号を除く。）」を加え、「（次項に規定する溶接検査に係るもの除く。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万四千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

第六十五条第三項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一の九の項中「第十六条の三第一項の使用前検査」を「第十六条の三第三項の確認」に改め、同

表の十の項を削り、同表の十一の項を同表の十の項とし、同表の十二の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の二十一の項中「第二十八条第一項の使用前検査」を「第二十八条第三項の確認」に改め、同項イからハまでの規定中「使用前検査」を「確認」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表の二十二の項を削り、同表の二十三の項を同表の二十一の項とし、同表の二十四の項から三十一の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の三十二の項イ及びロ中「工事」を「設計及び工事」に改め、同項を同表の三十の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十一 法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者

イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る確認

ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この項において「燃料体」という。）であつて一千四百四万七千三百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千四百四万五千二百円）

、これを構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料

千三百円）

棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数

の総数。以下この項において同じ。）が千個以下の

ものに係る確認（ハに掲げるものを除く。）

ハ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒

の数の総数が千個以下のものに係る確認

五十円）

二 燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総

数が千個を超えるものに係る確認（ホに掲げるもの

を除く。）

十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額

六万三千円（電子申請等による

ホ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒

の数の総数が千個を超えるものに係る確認

場合にあつては、五万九千六百五十円）に千個を超える千個又

はその端数を増すごとに四万九

千四百円を加算した額

へ その他の確認

五十九万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十

九万二千二百円）

別表第一の三十三の項から三十八の項までを削り、同表の三十九の項を同表の三十二の項とし、同表の四十の項から四十八の項までを七項ずつ繰り上げ、同表の四十九の項中「第四十三条の九第一項の使用前検査」を「第四十三条の九第三項の確認」に改め、同項を同表の四十二の項とし、同表の五十の項を削り、同表の五十一の項を同表の四十三の項とし、同表の五十二の項から五十八の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の五十九の項中「第四十六条第一項の使用前検査」を「第四十六条第三項の確認」に改め、同項を同表の五十一の項とし、同表の六十の項を削り、同表の六十一の項を同表の五十二の項とし、同表の六十

二の項から六十七の項までを九項ずつ繰り上げ、同表の六十八の項イ及びロ中「方法」を「計画」に改め、同項を同表の五十九の項とし、同表の六十九の項中「第五十一条の八第一項の使用前検査」を「第五十条の八第三項の確認」に改め、同項イ及びロ中「の工事及び性能に関する使用前検査」を「に係る確認」に改め、同項を同表の六十の項とし、同表の七十の項を削り、同表の七十一の項を同表の六十一の項とし、同表の七十二の項から七十九の項までを十項ずつ繰り上げ、同表の八十の項中「第五十五条の二第一項の施設検査」を「第五十五条の二第三項の確認」に改め、同項を同表の七十の項とし、同表の八十一の項から九十の項までを十項ずつ繰り上げる。

別表第二を削り、別表第三を別表第一とする。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正)

第二条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令(平成二十五年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「、第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に、「第四十三条の三の十六まで

を「第四十三条の三の十一まで、第四十三条の三の十四、第四十三条の三の十六」に改め、「（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）」を削り、「並びに第四十三条の三の三十三」を「、第四十三条の三の三十三、第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項から第七項まで並びに第六十条の二の二」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、法第四十三条の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会の」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正す

る。

第四条第七号中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に、「第四十二条」を「第四十二条」に改める。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第五十三条第二号」を「第五十二条第二項第十号」に改める。

一 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第七号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第七号

三 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十一条第七項第一号

附 則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第

三条中大規模地震対策特別措置法施行令第四条第七号の改正規定（「第四十二条」を「第四十一条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係） 1
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十
五年政令第五十三号）（第二条関係） 31
- 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第三条関係） 32
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条関係） 33
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第四条関係） 34
- 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（第四条関係） 35

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）

(傍線部分は改正部分)

| | | 現行 | 改正案 |
|----------|--|------------------------|--|
| | | 第九条 削除 | 第九条 法第十六条の五第一項に規定する加工施設のうち政令で定めるものは、加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに加工設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。 |
| 3 2 | (施設定期検査を受ける加工施設) | 第十六条 削除 | 第十六条 法第二十九条第一項に規定する試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。 |
| 3 2 (略) | (試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等) | （試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等） | 第十九条 法第三十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 |
| 一(八) (略) | （試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項） | （試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等） | 第十九条 法第三十九条第一項の規定により試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 |
| 九 (略) | 法第三十九条第二項の規定による変更の許可を受けなければならぬものとす | （新設） | （新設） |
| 3 2 (新設) | 法第三十九条第二項の規定による変更の許可を受けなければならぬものとす | （新設） | （新設） |

ない事項は、第一項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第二十条の五 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第二十四条 削除

第二十八条 削除

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第二十条の五 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇十 (略)

(新設)

(施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料（法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。）の受入施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(施設定期検査を受ける再処理施設)

第二十八条 法第四十六条の二の三第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄

ない事項は、第一項第三号、第四号、第六号又は第八号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 第三十五条 物管理施設 |
| 第三十五条 削除 | | | 法第五十一条の十第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。 |
| | | (廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請) | |
| 第三十七条 | 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 | 一 特定第一種廃棄物埋設施設 廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの | |
| 第四十一条 | (略) | 二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの | |
| 七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 | 一～六 (略) | (廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請) | |
| (使用前検査等を要する核燃料物質) | 七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 | 第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 | |
| 第三十七条 法第五十一条の二第二項第三号の政令で定める業務 | 一～六 (略) | (廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請) | |
| 第五十八条 法第六十一条の二第二項第三号の政令で定める業務は、次とのおりとする。 | 一 (略) | 第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 | |
| (法第六十一条の二第二項第三号の政令で定める業務) | 一 (略) | (施設検査等を要する核燃料物質) | |
| 第五十八条 法第六十一条の二第二項第三号の政令で定める業務は、次とのおりとする。 | 一 (略) | (施設検査等を要する核燃料物質) | |
| (法第六十一条の二第二項第三号の政令で定める業務) | 二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第三項の規定により収去する試料又は | (法第六十一条の二第二項第三号の政令で定める業務) | |
| 一 (略) | 二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第四項の規定により収去する試料又は | (法第六十一条の二第二項第三号の政令で定める業務) | |

同条第一項の規定により収去する試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去するものに限る。）の試験に関する調査研究を行うこと。

三・四 （略）

（原子力検査官の定数及び資格）

第六十条 原子力検査官の定数は五百六十一人とする。
2 原子力検査官は、次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

- 一 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び核原料物質を使用する者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）
- 二 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置
- 三 製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設の構造及び性能

（削る）
（削る）
（削る）
（削る）

同条第一項の規定により収去する試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去するものに限る。）の試験に関する調査研究を行うこと。

三・四 （略）

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格）

第六十条 原子力施設検査官の定数は二百八十二人とする。
2 原子力保安検査官の定数は二百三十六人とする。

5 | 3 | 4 | 3 |
核物質防護検査官の定数は四十三人とする。
原子力施設検査官は加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。
原子力保安検査官は製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）並びに製鍊施設、加工施設、試験研究

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| | | | (削る) |
| 別表第一（第六十五条関係） | 3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。 | (手数料) 第六十五条 法第七十五条第一項（第八号を除く。）の規定により納付すべき手数料の額は、別表第一のとおりとする。 | (外務省職員の立会いを要する立入検査等) 第六十一条 法第六十八条第八項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合（当該立入検査の際に同条第十三項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。）とする。 一〇三 (略) |
| 別表第一（第六十五条関係） | 2 法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万一千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。 | (手数料) 第六十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料（二）次項に規定する溶接検査に係るもの）を除く。）の額は、別表第一のとおりとする。 | (外務省職員の立会いを要する立入検査等) 第六十一条 法第六十八条第九項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合（当該立入検査の際に同条第十四項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。）とする。 一〇三 (略) |
| 別表第一（第六十五条関係） | 3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第三に掲げる独立行政法人とする。 | (手数料) 第六十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第二のとおりとする。 | 6 核物質防護検査官は製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講すべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。 |

| | 二 十 | 九 十 九 十 | (削る) | 九 | 一 八 | 番号 |
|---|--|------------------|------|----------------------------|--------|------------|
| ハ 热出力が百キロワット を超える試験研究用等原 子炉に係る確認 | 法第二十八条第三項の確認を 受けようとする者 イ 臨界実験装置に係る確 認 | (略) | (削る) | 法第十六条の三第三項の確認 を受けようとする者 | (略) | 手数料を納付すべき者 |
| 口 热出力が百キロワット 以下の試験研究用等原子 炉(臨界実験装置を除く 。)に係る確認 | (略) | (略) | (削る) | (略) | (略) | 金額 |

| | 二 十一 | 二十 九 十 九 十 | 十 | 九 | 一 八 | 番号 |
|--|--|------------------------|--|-------------------------------|--------|------------|
| ハ 热出力が百キロワット を超える試験研究用等原 子炉に係る使用前検査 | 法第二十八条第一項の使用前 検査を受けようとする者 イ 臨界実験装置に係る使 用前検査 | (略) | 定期検査を受けようとする者 法第十六条の五第一項の施設 | 法第十六条の三第一項の使用 前検査を受けようとする者 | (略) | 手数料を納付すべき者 |
| 口 热出力が百キロワット 以下の試験研究用等原子 炉(臨界実験装置を除く 。)に係る使用前検査 | (略) | (略) | 五百円(電子申請 等による場合にあ つては、二百三十 四万六千五百円) | 二百三十四万九千 | (略) | 金額 |

| | | | |
|-------------------------|--------------------------------|-----|------|
| | | | |
| 三十 九 二 十 一 | (略) | | (削る) |
| イ 発電用原子炉の設置又 とする者 | 法第四十三条の三の九第一項 又は第二項の認可を受けよう | (略) | (削る) |

| | | | |
|------------------------|---|--|------------------------------|
| | | | |
| ハ 輸入した燃料体であつ く。) | 口 その他の設計及び工事の計画の認可又は変更の認可 法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者 イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基數の増加に係る工事に係る確認 ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(以下この項において「燃料体」という。)であつて、これを構成する燃料棒の数の總数(燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の總数。以下の項において同じ。)が千個以下のものに係る確認(ハに掲げるものを除く。) | イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基數の増加に係る工事に係る確認 ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(以下この項において「燃料体」という。)であつて、これを構成する燃料棒の数の總数(燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の總数。以下の項において同じ。)が千個以下のものに係る確認(ハに掲げるものを除く。) | は発電用原子炉の基數の増加に係る設計及び工事の計画の認可 |
| 六万三千円(電子) | 一千四百四万七千三百円(電子申請等による場合にあつては、一千四百四万五千二百円) | 一千二万九千三百円(電子申請等による場合にあつては、一千二万六千百円) | |
| | (新設) | (新設) | は発電用原子炉の基數の増加に係る工事の計画の認可 |
| | (新設) | (新設) | は発電用原子炉の基數の増加に係る工事の計画の認可 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (削る) | | | | | | | | | | | | | |
| (削る) | <p>て、これを構成する燃料棒の数の総数が千個以下のものに係る確認（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>二 燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認（ホに掲げる）</p> <p>ホ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認</p> | | | | | | | | | | | | |
| (削る) | <table border="1"> <tr> <td>申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）</td> <td>十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、</td> <td>十一万九千三百円（に千個を超えるを増すごとに九万八千八百円を加算した額）</td> <td>六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五千五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> <td>五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額）</td> </tr> </table> | 申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円） | 十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、 | 十一万九千三百円（に千個を超えるを増すごとに九万八千八百円を加算した額） | 六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額） | 五千五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額） | 五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額） |
| 申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円） | 十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、 | 十一万九千三百円（に千個を超えるを増すごとに九万八千八百円を加算した額） | 六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額） | 五千五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額） | 五百五百円（電子申請等による場合にあつては、五万一千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額） | | |
| (削る) | | | | | | | | | | | | | |
| 三十三 | | | | | | | | | | | | | |
| 法第四十三条の三の十一第一 | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| (削る) | |
| (削る) | |
| (削る) | |

| | | | |
|---------|--|-------------|------------------------------------|
| する者 | 法第四十三条の三の十二第一項の燃料体検査を受けようと | 用前検査 | する者 |
| ロ 棟査 | イ 燃料体を構成する燃料 | ロ その他の使用前検査 | イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る使 |
| れる燃料体検査 | 棒の数の総数。以下同じ い場合にあつては、燃料体の数の総数。以下同じ （）が千個以下の燃料体 | 用前検査 | 用前検査 |

| | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|---------|---------|
| 十一万九千三百円 | 電子申請等による | 十二万六千三百円 | 電子申請等による | 五百九万三千五百 | 五百九万二千 | 五千二百円 | 五百四百四十万 | 五百四百四十万 |
|----------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|---------|---------|

| | | | |
|------|--|------|--|
| (削る) | | (削る) | |
| (削る) | | (削る) | |
| (削る) | | (削る) | |

| | | |
|----------------------------|--|-------------------------------------|
| 三十五 | | |
| | 法第四十三条の三の十二第四項の燃料体検査を受けようとする者 | |
| 三十六 | <p>イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査</p> <p>ロ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査</p> | |
| 法第四十三条の三の十三第三項の審査を受けようとする者 | <p>百十四万四千百円</p> <p>た額</p> <p>千四百円を加算し</p> <p>増すごとに四万九千個又はその端数を</p> <p>に千個を超える千個又はその端数を</p> <p>にあつては、五万九千六百五十円）</p> <p>申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）</p> <p>申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円（電子六万三千円（電子六万三千円（電子</p> | <p>一千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額</p> |

| | | | | | |
|------|-------------------------|-------------|------|------|--|
| (削る) | 四十二 | 一 ハ 三十二 | (削る) | (削る) | |
| (削る) | 法第四十三条の九第三項の確認を受けようとする者 | (略) | (削る) | (削る) | |
| (削る) | (略) | (略) | (削る) | (削る) | |

| | | | | | |
|------|-----------------|-----------------------------|---------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 五十 | 四十九 | 八 ハ 三十九 | 三十八 | 三十七 | 係る体制についての審査 |
| る者 | 施設定期検査を受けようとする者 | 法第四十三条の十一第一項の使用前検査を受けようとする者 | 法第四十三条の九第一項の使 | 法第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようと/orする者 | 法第四十三条の三の十五第一項の施設定期検査を受けようと/orする者 |
| 五百円) | は、六十六万二千 | よる場合にあつて | 円(電子申請等に | 四千円 | 二千九百二十九万 |
| 五百円) | は、六十六万三千七百 | よる場合にあつて | 円(電子申請等に | 五千五百六百円) | 七百円(電子申請 |
| | | | | つては、二百二十 | 二百二十五万九千 |
| | | | | 等による場合にあ | 百十四万四千百円 |
| | | | | | に三百箇所を超えて |
| | | | | | る五百箇所又は |
| | | | | | その端数を増すごと |
| | | | | | に五十七万二千 |
| | | | | | 円を加算した額 |

| | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------------------------------------|-------|------|---------------------------|-----|
| 六十 | | 五十九 | 八〇五十二 | (削る) | 五一 | 四三 |
| 法第五十一条の八第三項の確 認を受けようとする者 | ロ 特定廃棄物管理施設に 関する設計及び工事の計 画の認可 イ 施設に関する設計及び工 事の計画の認可 | 法第五十一条の七第一項又は 第二項の認可を受けようとす る者 | (略) | (削る) | 法第四十六条第三項の確認を 受けようとする者 | (略) |
| (略) | | (略) | (略) | (削る) | (略) | (略) |

| | | | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|-------|-----|---|------------------------------|
| 六十九 | | 六十八 | 七〇六十一 | | 六十 | 八〇五十一 |
| 法第五十一条の八第一項の使 用前検査を受けようとする者 | ロ 特定廃棄物管理施設に 関する設計及び工事の方 法の認可 イ 施設に関する設計及び工 事の方法の認可 | 法第五十一条の七第一項又は 第二項の認可を受けようとす る者 | (略) | する者 | 法第四十六条の二の三第一項 の施設定期検査を受けようと する者 | 法第四十六条第一項の使用前 検査を受けようとする者 |
| (略) | | (略) | (略) | 九百円 | 六百二十一万千円 (電子申請等によ る場合にあつては 六百二十万七千 | (略) |

| | | | |
|-------------------------|-------|------|-------------------------|
| 七十 | 九〇六十一 | (削る) | |
| 法第五十五条の二第三項の確認を受けようとする者 | (略) | (削る) | イ 特定第一種廃棄物埋設 施設に係る確認 |
| (略) | (略) | (削る) | 口 特定廃棄物管理施設に 係る確認 |

| | | | |
|---------------------------|-------|--|------------------------------------|
| 八十 | 九〇七十一 | 七十 | |
| 法第五十五条の二第一項の施設検査を受けようとする者 | (略) | 口 特定第一種廃棄物埋設 施設の性能に関する施設定期検査 口 特定廃棄物管理施設の性能に関する施設定期検査 者 法第五十一条の十第一項の施設定期検査を受けようとする | イ 特定第一種廃棄物埋設 施設の工事及び性能に関する使用前検査 |
| (略) | (略) | 七百円 は、二百二万四千 による場合にあつて 円(電子申請等に 二百二万八千六百 つては、二百五十 二万八百円) 等による場合にあ つては、二百五 二百五十二万二千 二百円(電子申請 等による場合にあ つては、二百五 二万八百円) | |

(削る)

七
八
十

(略)

(略)

別表第二（第六十五条関係）

| 番号 | 溶接検査を受けようとする物 | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|--------------------|-------|--|--------|--|
| | 法第十六条の四第一項、第四十三 条の十第一項、第四十六条の 二第一項、第五十一条の九第 一項又は第五十五条の三第一 項の溶接検査を受ける物（次 の項から六の項までに掲げる ものを除く。） | | | | | | | | | |
| 2 外径又は最大外 のりが のもの | (2) 長さ五メートル以上 のもの | (1) 長さ五メートル未満 のもの | 1 外径又は最大外のりが 八センチメートル未満の もの | (一) 容器 (二)から(七)ま でに掲げるものを除く。) | (一) 外径又は最大外のりが 五メートルを超え る五千七百円に その端数を増すご とに一万千百円を 加算した額 | 二万四千七百円 二万四千七百円 | 一個につき | | 金 額 | |
| | | | | | | | | | | |

八
九
十

(略)

(略)

| | | | | | | | | | | |
|------------|------------|----------------|-------------|------------|------------|------------|----------------|-------------|---------------|-------------|
| (2) のもの | (1) のもの | 4 一メートル未満のもの | 五十センチメートル以上 | 外径又は最大外のりが | (2) のもの | (1) のもの | 3 外径又は最大外のりが | 十五センチメートル未満 | 五センチメートル未満のもの | 八センチメートル以上十 |
| の長さ五メートル以上 | の長さ五メートル未満 | の長さ五メートル以上 | の長さ五メートル未満 | の長さ五メートル以上 | の長さ五メートル未満 | の長さ五メートル以上 | の長さ五メートル未満 | の長さ五メートル以上 | の長さ五メートル未満 | の長さ五メートル以上 |
| メートルを超えるに五 | 六十万八千円 | た額 | 千四百円を加算し | すごいと十三万九 | 又はその端数を増 | 超える五メートルを | 円に五メートルを | 二十七万八千七百 | 円に二十七万八千七百 | 十三万五千三百円 |

外径又は最大外のりが
五メートル以上十メート
ル未満のもの

6|
外径又は最大外のりが
二メートル以上五メートル
未満のもの
長さ五メートル未満
のもの
長さ五メートル以上

外径又は最大外のりが
一メートル以上二メートル
未満のもの

| | | | |
|--|---------------|---|--|
| 五メートル又はそ の端数を増すごと に三十万四千百円 を加算した額 | 八十五万九千五百 円 | 八十五万九千五百 円に五メートルを 超える五メートル 又はその端数を増 すごとに四十二万 九千八百円を加算 した額 | 百九万二千二百円 に五メートルを超 える五メートル又 はその端数を増す ごとに五十四万六 千二百円を加算し た額 |
|--|---------------|---|--|

| | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------|------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|
| (2) | (1) | 外径又は最大外のりが | 8 | (2) | (1) | 外径又は最大外のりが | 9 | (2) | (1) | 外径又は最大外のりが |
| のもの長さ五メートル以上 | のもの長さ五メートル未満のもの | トルメートル以上二十メートル未満 | のもの長さ五メートル以上 | のもの長さ五メートル未満のもの | トルメートル以上十五メートル未満 | のもの長さ五メートル以上 | のもの長さ五メートル未満のもの | トルメートル以上二十六万二千百円 | のもの長さ五メートル以上 | トルメートル以上二十六万二千百円 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------|-----------|----------|----------|---|----------|--------------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|------------|
| ごとに九十九万四千円を増す | はその端数を増す | える五メートルを超 | に五メートルを超 | 百九十八万八千円 | 額 | 千百円を加算した | すごいことに八十三万円に五メートルを | 超える五メートルを | 又はその端数を増 | 超える五メートルを | 円に五メートルを | 百六十六万二千百円 | 円に五メートルを | 百六十六万二千百円 | 円に五メートルを | 百六十六万二千百円 | 円に五メートルを | 百六十六万二千百円 | 円に五メートルを | 百五十七万七千七百円 |
|---------------|----------|-----------|----------|----------|---|----------|--------------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|------------|

| 12 | | 11 | | 10 | |
|-----|--|-------|---|-----------------------|---|
| (1) | 外径又は最大外のりが 五メートル未満のもの 以上四十メートル未満 | (2) | 外径又は最大外のりが 五メートル未満のもの 以上三十メートル未満 | (1) | 外径又は最大外のりが 五メートル未満のもの 以上二十五メートル未満 |
| 百円 | 二百九十一万一千四 | 加算した額 | 十三万千四百円を 一百三五千四百円を 増すごとに百三 | 額 | 二百三十二万二百 |
| | | | トルを超える五メートルを 超える五メートルを その端数を増すごとに | 又はその端数を増す 二百円を加算した | 円に五メートルを 二百六十万二千 |
| | | | 八百円に五百二十 二百六十六万二千 | 超える五メートルを 二百六十万二千 | 二百三十二万二百 |
| | | | 八百円 | 二百六十万二千 | 円 |

額 千百円を加算した

| | | |
|--|---|----------------|
| 設の損壊の際に自動閉鎖弁の作動により冷却材に対する圧力障壁を形成する一連の施設に属する容器 | (三) 再処理施設に属する使用済燃料溶解槽、プルトニウム溶液蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶又は高放射性廃液貯槽 | (四) 加工施設、再処理施設 |
| 特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する容器のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクセル毎立方センチメートル以上の液体を内包するもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベクセル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれららの容器の排気処理系統に属する容器であつてプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクセル毎立方セメートル以上の気体若 | 額 (二) の額の二倍の 額 (二) の額の四倍の | 額 |

| | | |
|-----|--------|---|
| (2) | 周繼手のもの | |
| | | (六) (三) 又は(四)に掲げる容器の損壊の際に当該容器が内包する液体の漏えいの拡大を防止するための容器 |
| | | (七) 六ふつ化ウランの加熱 |
| | | (八) 管 (九)から(十一)までに掲げるものを除く。) |
| | | 1 容器 満のもの |
| | | (1) 長手 継手のもの |
| | イ もの | 口 継手の長さ五十七 |
| | | イ 継手の長さ五十セ |
| | | ハ メートル未満のもの |
| | | ハ 継手の長さ五メー |
| | | トル以上のもの |

| | | | | |
|-----------------|----------|----------|------------------------------------|----------|
| (二)の額にその半額を加えた額 | (二)の額の半額 | 溶接一箇所につき | (二)の額の半額 | した額 |
| 五千三百円を加算 | 五千三百円 | 一万七百円 | 一万七百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すことによる | 五千三百円を加算 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|--|---|-------|-------|-------|---------|-------|
| メートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | (1) ル未満のもの イ長手のもの ノンチメートル未満のもの | 3 (2) ル外径二百五十ミリメートル以上五十七センチメートル未満のもの | ハシメートル未満のもの ノンチメートル未満のもの | 口(1) 未満のもの イ長手のもの ノンチメートル未満のもの | 2 上二百五十五ミリメートル以外のもの 外径百ミリメートル以上五百ミリメートル未満のもの ノンチメートル未満のもの | イ 径五十ミリメートル以上五百ミリメートル未満のもの ノンチメートル未満のもの | | | | | |
| メートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | ノンチメートル未満のもの | | | | | |
| 二万六千三百円 | 一万四千二百円 | 九千四百円 | した額 | 一万三百円を加算 | 端数を増すごとに | メートル又はその五メートルを超える五メートルを超える五メートルに五メートルに五メートル | 二万六百円 | 一万七百円 | 二万六百円 | 二万六百円 | 四千九百五十円 | 三千四百円 |

| | | | | | | | |
|---|-------|---------|---------|---------|--|---------|-------|
| 二万六千三百円に 五メートルを超 る五メートル又は その端数を増すご とに一万三千百円 を加算した額 | 一万三千円 | 三万二千三百円 | 三万二千三百円 | 一万八千三百円 | 三万二千三百円に 五メートルを超 る五メートル又は その端数を増すご とに一万六千二百 円を加算した額 | 一万七千八百円 | 二万四百円 |
|---|-------|---------|---------|---------|--|---------|-------|

| | | | | | |
|-------|---|---------|---------|--------|---|
| 三万八千円 | 五千二百円に五 メートルを超える の端数を増すごと に二万五千六百円 を加算した額 | 五万一千二百円 | 二万五千六百円 | 二万六千百円 | 四万四千九百円に る五メートル又は その端数を増すご とに二万二千四百 円を加算した額 |
|-------|---|---------|---------|--------|---|

| | | | | | | | |
|-------|---|-------|--------|----------|----------|----------|-------------------|
| 八万九百円 | 八万七百円に五 メートルを超える の端数を増すごと に四万九百円を加 算した額 | 六万九百円 | 五万六千百円 | 十一万二千四百円 | 十一万二千四百円 | 十一万二千四百円 | （八）の額の二倍の 八万百円 |
|-------|---|-------|--------|----------|----------|----------|-------------------|

ウム溶液蒸発缶、高放射性
廃液蒸発缶又は高放射性
液貯槽に附属する管

(十) 加工施設、再処理施設
、特定第一種廃棄物埋設施
設、特定廃棄物管理施設又
は使用施設等に属する管の
うち、使用済燃料を溶解し
た液体を内包するもの、プ
ルトニウムの放射能濃度が
三十七キロベクレル毎立方
センチメートル以上の液体

(八)の額にその半
額を加えた額

を内包するもの若しくは使
用済燃料を溶解した液体か
ら核燃料物質その他の有用
物質を分離した残りの液体
であつて放射性物質の濃度
が三十七メガベクレル毎立
方センチメートル以上のも
のを内包するもの又はこれ
らの液体を内包する容器の
排気処理系統に属する管で
あつてプルトニウムの放射
能濃度が三十七ミリベクレ
ル毎立方センチメートル以
上の気体若しくは放射性物
質の濃度が三十七ベクレ
ル毎立方センチメートル以上
の気体を内包するもの(（九）
に掲げるものを除く。)

(八)の額の半額

| 二 | 三 | 四 |
|---|--|--|
| 非耐圧部材の取付けのみに係る溶接について法第十六条の第一項、第二十八条の二第二項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第二項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（四の項から六の項までに掲げるものを除く。） | 改造又は修理のための溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第二項、第四十三条の十第一項、第六条の二第二項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項及び五の項に掲げるものを除く。） | （二）管 （二）容器 |
| 三千五百五十円 | 五千三百円 | 五千三百円 つ き 非 耐 圧 部 材 一 個 に つ き 一万九 千五百 円 溶 接 一 箇 所 に つ き 十七万七 千六百 円 |

| | | |
|---|---|---|
| 六 | 五 | |
| て輸入したものに限る。) 溶接をした使用施設等であつて、検査を受ける物にあつては、接する溶接の三第一項の溶接検査を受けた物(法第五十五条の三第一項の溶接検査を受けた物にあつては、接する溶接をした使用施設等であつて輸入したものに限る。) | 物 三第一項の溶接検査を受ける 六条の二第一項、第五十一条の 四十三条の十第一項、第四十 二十八条の二第一項、第二 十六条の四第四項、第二 十八条の二第四項、第四十三 条の十第四項、第四十六条の 二第四項、第五十一条の九第 四項又は第五十五条の三第一 项の溶接検査を受けた物(法 第五十五条の三第一項の溶接 検査を受けた物にあつては、接 する溶接をした使用施設等であ つて輸入したものに限る。) | 工場又は事業所の構内のうち 放射線管理のため人の出入り 等の管理が行われている区域 であつて原子力規制委員会規 則で定めるものの内において 改造又は修理のための溶接に ついて法第十六条の四第一項 、第二十八条の二第一項、第二 十六条の二第一項、第五十一条 の九第一項又は第五十五条の 三第一項の溶接検査を受ける |
| の額の半額 | 一の項又は二の項 | 三の項又は四の項 の額の二倍の額 |

別表第二
(第六十五条関係)
(略)

別表第三
(第六十五条関係)
(略)

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十一まで、第四十三条の三の十四、第四十三条の三の十六、第四十三条の三の二十四、第四十三条の三の二十七、第四十三条の三の二十九、第四十三条の三の三十三、第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項から第七項まで並びに第六十一条の二の二の規定並びにこれらに係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三条の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会の」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三条の三の五第一項の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。</p> | <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらに係る附属施設に係る場合に限る。）、第四十三条の三の二十四、第四十三条の三の二十七、第四十三条の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらに係る附属施設に係る場合に限る。）並びに第四十三条の三の三十三（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらに係る附属施設に係る場合に限る。）並びに第六十一条の二の二の規定並びにこれらに係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三条の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会の」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三条の三の五第一項の許可是、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可」とする。</p> <p>三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。</p> |

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一（六）（略）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製鍊施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十二条第二項第十号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）

八（二十三）（略）

現 行

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一（六）（略）

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製鍊施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十三条第二号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十二条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）

八（二十三）（略）

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | 改 正 案 | 現 行 |
|----------------------|--|---|
| | （対策計画を作成すべき施設又は事業） | （対策計画を作成すべき施設又は事業） |
| 八 （二 十四 （略） | <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一（六）（略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製鍊施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十二条第二項第十号の使用施設等</p> | <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一（六）（略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製鍊施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第二号の使用施設等</p> |

（傍線部分は改正部分）

| | 改 正 案 | 現 行 |
|-------------------|---|--|
| 八 （二十四） （略） | <p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 （六） （略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号に規定する製鍊施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等</p> | <p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一 （六） （略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号に規定する製鍊施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条第二項に規定する使用施設等</p> |

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | | 現 行 |
|--|--|--------------|
| 第五十一条 （略） | 第五十一条 （略） | 第五十一条 （略） |
| <p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条 （略）</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六号及び第十九号において同じ。）の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる交付金の交付</p> <p>（略）</p> <p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条 （略）</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六号及び第十九号において同じ。）の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる交付金の交付</p> <p>（略）</p> | <p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十一条 （略）</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六号及び第十九号において同じ。）の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる交付金の交付</p> <p>（略）</p> | |

二
九

(略)

二
九

(略)